

# 令和7年度 第1回 静岡市歴史博物館収集資料審議委員会

日 時 令和7年9月19日(金)  
13:30～15:30

場 所 静岡市葵区追手町4番16号  
静岡市歴史博物館1階 講座室

## 次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 審 議 購入候補資料について …資料2～4

4 報 告 その他資料の収集に係る報告 …資料5

5 閉 会

# 静岡市歴史博物館収集資料審議委員会委員

※敬称略、順番は正副委員長→各委員五十音順

| NO          | 氏名                | 専門分野  | 役職名                   |
|-------------|-------------------|-------|-----------------------|
| 1<br>(委員長)  | ヒビノ ヒデオ<br>日比野 秀男 | 日本美術史 | 掛川市二の丸美術館長            |
| 2<br>(副委員長) | ホンダ タカシゲ<br>本多 隆成 | 日本近世史 | 静岡大学名誉教授              |
| 3           | オオイシ ヤスシ<br>大石 泰史 | 日本中世史 | 大石プランニング（中世時代考証）主宰    |
| 4           | ヒグチ タケヒロ<br>樋口 雄彦 | 日本近代史 | 国立歴史民俗博物館・総合研究大学院大学教授 |

## ○静岡市附属機関設置条例

## (趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づく本市の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。

## (設置)

第2条 市の執行機関及び公営企業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関として、別表第1に掲げる附属機関を設置する。

- 2 前項の規定によるもののほか、執行機関等は、必要の都度、別表第2に掲げる附属機関を設置する。
- 3 前2項の規定によるもののほか、執行機関等が必要があると認めるときは、臨時的事務を処理するための附属機関（設置期間が1年以内のものに限る。）を設置する。
- 4 前項の附属機関の細目は、必要の都度、この条例の規定に準じて、執行機関等の規則（公営企業管理者にあっては、管理規程をいう。以下同じ。）で定める。

## (所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の所掌事務の欄に定めるとおりとする。

## (組織)

第4条 附属機関の委員の定数は、別表第1及び別表第2の定数の欄に定めるとおりとする。

- 2 委員は、別表第1及び別表第2の委員の構成の欄に定める者並びに執行機関等が必要であると認める者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。
- 3 執行機関等は、市民を附属機関の委員に委嘱する場合は、その選任の方法を公募によるよう努めるものとする。
- 4 執行機関等は、特別の事項を調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

## (委員)

第5条 委員の任期は、別表第1及び別表第2の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、臨時委員は、その者の委嘱又は任命に係る特別な事項に関する調査審議が終了したときは、当該委嘱又は任命を解かれるものとする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長等)

第6条 附属機関に会長又は委員長（以下「会長等」という。）を置き、会長等は、別表第1及び別表第2の会長等の欄に定める者とする。

- 2 会長等は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。
- 3 会長等は、附属機関の会議の議長となる。
- 4 附属機関に、会長等の指名により、副会長又は副委員長を置く。
- 5 副会長又は副委員長は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、会長等が招集する。

- 2 附属機関は、委員（臨時委員を含む。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 附属機関の議事は、出席委員（臨時委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長等の決するところによる。

(部会)

第8条 執行機関等は、執行機関等の規則に定めるところにより、執行機関等の規則に定める事項を処理するため、附属機関に部会を置くことができる。

- 2 前項に定めるもののほか、附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時に部会を置くことができる。
- 3 附属機関は、会長等が附属機関に諮って定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(意見の聴取)

第9条 附属機関は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、会長等が附属機関に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(静岡市行財政改革推進審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 静岡市行財政改革推進審議会条例（平成15年静岡市条例第24号）
  - (2) 静岡市政策・施策外部評価委員会条例（平成27年静岡市条例第86号）
  - (3) 静岡市生涯学習推進審議会条例（平成20年静岡市条例第12号）
  - (4) 静岡市保健所運営協議会条例（平成15年静岡市条例第162号）
  - (5) 静岡市精神保健福祉審議会条例（平成18年静岡市条例第37号）
  - (6) 静岡市食育推進会議条例（平成19年静岡市条例第18号）
  - (7) 静岡市大規模小売店舗立地審議会条例（平成28年静岡市条例第19号）
  - (8) 静岡市水防協議会条例（平成15年静岡市条例第292号）
  - (9) 静岡市小学校及び中学校通学区域審議会条例（平成15年静岡市条例第263号）
  - (10) 静岡市スポーツ推進審議会条例（平成15年静岡市条例第121号）
- （経過措置）

3 この条例の施行の際、現に別表第1に掲げる附属機関に相当する合議体（以下「従前の附属機関等」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、別表第1の附属機関（以下「新附属機関」という。）の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の附属機関等の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4 第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、前項の委員が在任する間の当該附属機関の委員の定数及び構成は、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際、現に従前の附属機関等にされた諮問で答申がされていないものは、それぞれ新附属機関にされた諮問とみなし、当該諮問について従前の附属機関等がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

附 則（平成30年12月13日条例第79号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月20日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（委員の任期の特例）

2 この条例による改正後の静岡市附属機関設置条例別表第1の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に委嘱される静岡市都市景観表彰選考委員

会の委員の任期は平成32年3月31日までとし、施行日以後最初に委嘱される静岡市立清水病院経営計画評価会議の委員の任期は同年10月31日までとする。

附 則（令和3年3月11日条例第5号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月15日条例第76号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（委員の任期の特例）

- 2 この条例による改正後の静岡市附属機関設置条例別表第1の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に委嘱される静岡市再犯防止推進協議会の委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

附 則（令和4年3月18日条例第8号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月12日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条から第6条まで関係）

（平30条例79・平31条例5・令3条例5・令3条例76・令4条例8・令4条例28・一部改正）

#### 1 市長

| 附属機関                  | 所掌事務                          | 定数   | 委員の構成     | 任期 | 会長等          |
|-----------------------|-------------------------------|------|-----------|----|--------------|
| 静岡市歴史博物館<br>収集資料審議委員会 | 静岡市歴史博物館において収集する資料について審議すること。 | 5人以内 | 学識経験を有する者 | 2年 | 委員の互選により定める者 |

## 静岡市歴史博物館収集資料審議委員会要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）に基づき、静岡市歴史博物館で収蔵しようとする歴史資料（以下「資料」という。）の収集に関する事務を適正かつ円滑に行うために設置する静岡市歴史博物館収集資料審議委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領において、収集とは市が資料を購入若しくは制作すること又は資料の寄贈若しくは寄託を受けることをいう。

## (所掌事務)

第3条 委員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 購入又は制作しようとする資料の選定、学術的価値及び価格評価に関すること。
- (2) 寄贈又は寄託に係る資料の受入れに関すること。
- (3) 静岡市歴史博物館に収蔵されている歴史資料の処分に関すること。

2 前項各号に掲げる事項のうち、第2号に属するもの及び購入又は制作に係る経費が160万円未満の資料に関するものについては、委員会への報告をもって審議に代えることができる。ただし、資料の性質上審議が必要であると認められる場合は、委員会へ諮るものとする。

## (評価員)

第4条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる要件を備える者（以下「評価員」という。）のうちから、2人以内に依頼し、意見又は説明を聞くことができる。

- (1) 当該資料に関して、専門的な知識を有すること。
- (2) 人格が高潔であり、かつ、公正な判断ができること。
- (3) 当該資料と利害関係を有しないこと。

2 評価員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

## (庶務)

第5条 収集資料審議委員会の庶務は、観光交流文化局歴史文化課において処理する。

## (雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

## 1 収集方法

- (1) 購入
- (2) 寄贈
- (3) 寄託
- (4) 制作

## 2 収集する資料

### (1) 駿府城に関する資料

- ◎駿府城築城に関する古文書
- ◎城絵図（静岡市未所蔵のもの）
- 駿府城が描かれた絵画資料
- 歴代城主及びその支配に関するもの（中村一氏、内藤信成、徳川頼宣、徳川忠長、およびその家臣や関係者）
- 徳川頼宣文書（駿府城在城時を中心にした発給文書）
- 徳川忠長文書（駿府城在城時を中心にした発給文書）
- そのほか、駿府城を考えるうえで、必要と考えられる資料

### (2) 駿府城下町に関する資料

- ◎駿府城下町絵図（静岡市未所蔵のもの）
- ◎駿府の町方支配や運営に関する資料
- そのほか、駿府城下町を考えるうえで、必要と考えられる資料

### (3) 徳川家康に関する資料

◎家康文書 時期：駿府城在城時を中心に、家康の生涯、政治、戦いにとって重要な文書  
\*駿府城在城時 天正14年～天正18年＜1586～1590＞ 慶長12年～元和2年＜1607～1616＞  
内容：静岡市内の地名が登場するものが望ましい

家康の駿府在城時の領国（五か国など）についての文書も含む

- ◎家康所用の品（具足、軍配等、由緒書があるものに限る）
- ◎家康の外交に係る資料
- 徳川家康肖像画（写本を含む）
- 家康周辺の人物（側近・家臣・妻子・関係者）に関するもの
- そのほか、家康を考えるうえで、必要と考えられる資料

### (4) 今川氏に関する資料

- ◎今川氏発給の文書（静岡市内に関係するもの）
- ◎今川氏当主の絵画資料（肖像画等）、象った立体物（木像、人形等）
- ◎桶狭間の戦いに関する資料

- 今川氏の支配に関する文書（今川領国や外交などに対するもの）
- 今川文化に関するもの
- そのほか、今川氏を考えるうえで、必要と考えられる資料

（５）東海道（二峠六宿）に関する資料

- ◎東海道図屏風（１７Ｃ～１８Ｃ初）
- 東海道図屏風（１８Ｃ前期以降）
- 宿場（六宿）に関する文書
- 町並図（宿絵図）
- 東海道を描いた絵画資料
- そのほか、東海道を考えるうえで、必要と考えられる資料

（６）静岡市の近現代に関する資料

- ◎静岡藩（藩主、藩士、藩領など）に関する資料
- 幕末から明治にかけての静岡の動静を探ることができる資料
- 徳川慶喜、徳川家達に関する資料（特に静岡市に係る資料）
- そのほか、静岡市の近現代を考えるうえで、必要と考えられる資料

（７）その他、歴史博物館に必要な資料

- 古代～中世の静岡市に関する資料
- 静岡浅間神社・久能山東照宮をはじめとした静岡市内の寺社に関する資料
- 駿府・静岡の文化に関する資料
- 清水湊・清水港に関する資料
- 静岡市域の村方に関する資料
- 駿府・静岡の産業、流通に関する資料
- 静岡市街地に関する資料
- 駿府・静岡の災害に関する資料
- そのほか静岡市の歴史研究、調査、展示、資料保存、教育普及などのため、必要と考えられる資料

【付記】

資料収集にあたっては、次の場合を除いて重複して収集しないよう留意する。

- ・長期間展示に供する場合、資料の劣化を防止するために同種の資料で展示替えを必要とする場合
- ・収集資料審議委員会で系統的に収集することを承認した資料の場合
- ・同一の資料を所蔵していても、由緒・来歴などが異なるなど、別の資料価値を有する場合
- ・コレクションを構成する資料の一部で、当該資料を外して収集することが困難な場合

## 資料調書

## 1 品 名 等

|      |                                                                                   |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 資料名  | 武田家朱印状<br>(宛先) 四条四郎左衛門、(奉者) 市川宮内助                                                 |
| 年代   | 元龜 2 (1571) 年 3 月 6 日付                                                            |
| 規格   | 本紙：縦 28.5 cm、横 43.4 cm、軸装                                                         |
| 付属品  | 木箱                                                                                |
| 資料写真 |  |

## 2 所 蔵 者

〒605-0089

京都市東山区古門前通大和大路東入元町 355

(株) 思文閣出版 代表取締役 田中 大

電話 075-752-0005

FAX 075-525-7155

## 3 選定基準・理由

- ・甲斐国（山梨県）の戦国大名武田信玄が、駿河の戦国大名今川氏真を遠江へ放逐した後に駿河を治めた際に発給したもの。
- ・四条四郎左衛門尉という人物に対し「駿河在国」を命じ、今後の細工奉公を期待して「駿州安西河原新田」内の 30 貫文分の土地を宛行ったもので、従来知られていなかった新出文書である。
- ・武田氏の時代から駿府への職人の集住が示された貴重な文書である。また、市内の地名が見られることから、当時の駿府とその周辺を知る手がかりともなるものである。
- ・駿府に勢力を伸ばしてきた信玄の動向や、武田氏の駿府支配の一端を知ることができるもので、歴史博物館の基本展示や研究の充実に十分寄与する資料である。
- ・当委員である大石泰史氏、織豊期の古文書専門家であり同時代文書に精通している滋賀県立安土城考古博物館学芸課主幹の高木叙子氏からは、武田氏の駿府支配時代の発給文書は僅少であり、かつ近年の戦国時代の文書の市場価格の高騰を鑑みて、静岡市が所蔵することは妥当であり、その価格は妥当であると評価を受けている。

以上より、本資料は静岡市歴史博物館における資料収集方針の（３）「徳川家康に関する資料」の「家康周辺の人物（側近・家臣・妻子・関係者）に関するもの」、（４）「今川氏に関する資料」の「今川氏の支配に関する文書（今川領国や外交などに対するもの）・（そのほか、今川氏を考えるうえで、必要と考えられる資料）」、（７）「その他、歴史博物館に必要な資料」に該当し、価格 350 万円で購入したい。

令和7年8月31日

静岡市長 難波喬司 殿

静岡市文化財保護審議会委員  
大石 泰史

静岡市歴史博物館展示資料収集に関わる資料評価

1. 調査資料 武田家朱印状  
思文閣 京都市東山区古門前通大和大路東入元町 355
2. 概要 差出 武田信玄（奉者：市川宮内助）  
宛先 四条四郎左衛門尉  
年代 元龜2（1571）年3月6日付  
規格 本紙：縦 28.5 cm、横 43.4 cm 軸装  
附属品 木箱

3. 所見

本文書は、甲斐国（山梨県）の戦国大名武田信玄が駿河の戦国大名今川氏真を遠江へ放逐した後に駿河を治めた際に発給したものである。宛名の四条四郎左衛門尉に対し、今後の細工奉公を期待して「駿州安西河原新田」内の30貫文分の土地を宛行ったもので、従来知られていなかった新出文書である。

武田氏が四郎左衛門尉に対して「駿河在国」を命じていることから、彼は駿河以外の他国、もしくは在所に定住していない職人と考えられる。静岡市内の職人が徳川家康の時代に集められたことは知られているものの、武田氏の時代から駿府への職人の集住が示された貴重な文書である。さらに「安西河原新田」といった市内の地名が見られることから、当時の駿府とその周辺を知る手がかりともなるものである。また「細工」に「御」字が付されていることから、その細工は武田氏当主＝信玄への奉公であった可能性も想定される内容となっている。

静岡市歴史博物館では家康と今川氏を中心に基本展示を行っているものの、その間に駿府を支配した武田氏の時代に発せられた文書は、徳川氏・今川氏と比較すると期間的に短いため、少ない状況にある。基本展示でも武田時代の駿河を取り上げているが、駿府支配に関する史料は僅少なのが現状である。

本文書は静岡市の資料収集方針に適合し、今後の研究の充実にも十分寄与するものと捉えられるため、静岡市がぜひとも収集すべき資料といえる。

令和 7 年 8 月 31 日

静岡市長 難波喬司 殿

滋賀県立安土城考古博物館学芸課主幹  
高木叙子

静岡市歴史博物館展示資料収集に関わる価格評価

1. 調査資料 武田家朱印状  
思文閣 京都市東山区古門前通大和大路東入元町 355
2. 概要 差出 武田信玄（奉者：市川宮内助）  
宛先 四条四郎左衛門尉  
年代 元龜 2（1571）年 3 月 6 日付  
規格 本紙：縦 28.5 cm、横 43.4 cm 軸装  
附属品 木箱

3. 所見

本文書は、甲斐・信濃の戦国大名である武田信玄が、今川氏と敵対し駿河に侵攻して相模の北条氏とも戦いを重ねていた時期に、武田家として発給した朱印状である。四条四郎左衛門尉という人物に対し、「駿州安西河原新田」（安倍郡に属し現在は静岡市内に所在）で所領を宛行う内容である。所領は駿河に在国しての「御細工奉公」の代償とされているが、同年月日に同じ目的で後藤三郎左衛門に同様に駿河国内で所領を宛行う文書が『戦国遺文武田氏編』に収録されており、これらと併せて、この時期に駿府に勢力を伸ばしてきた信玄の動向や、武田氏の駿府支配の一端を知ることができる。また、この時期、駿河の置かれた複雑な状況をも、示すことができる。

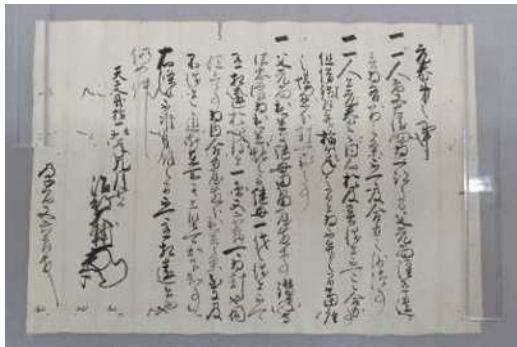
以上のように、本資料は、「静岡市歴史博物館資料収集方針」において、間接的に「(4) 今川氏に関する資料 ○今川氏の支配に関する文書（今川領国や外交などに対するもの）・○そのほか、今川氏を考えるうえで、必要と考えられる資料」、  
「(7) その他、歴史博物館に必要な資料 ○静岡市域の村方に関する資料・○駿府・静岡の産業、流通に関する資料」に該当する、価値の高い資料である。

近年、戦国時代の文書が市場に出回することは少なく、価格も高騰している。

上記の理由から、歴史博物館が本文書を所有することは非常に有意義であり、350 万円という価格は妥当と考えられる。今後、歴史博物館の展示、加えて武田氏の駿府支配に関する研究の充実に十分寄与すると捉えられるため、静岡市がぜひとも収集すべき資料といえる。

## 資料調査

## 1 品 名 等

|      |                                                                                    |
|------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 作品名  | 今川義元判物<br>差出 今川義元、宛先 孕石又六郎（元泰）                                                     |
| 年代   | 天文 21（1551）年 9 月 7 日付                                                              |
| 規格   | 本紙：縦 31.3 cm、横 45.4 cm 未装                                                          |
| 付属品  | なし                                                                                 |
| 資料写真 |  |

## 2 所 蔵 者

〒605-0089

京都市東山区古門前通大和大路東入元町 355

(株) 思文閣出版 代表取締役 田中 大

電話 075-752-0005

FAX 075-525-7155

## 3 選定基準・理由

- ・駿府（静岡市）にあって駿河国を領有していた戦国大名の今川義元が、遠江の領主である孕石又六郎（元泰）に対し、一族内での遺領分配について具体的に指示を与えたもので、今川氏の領主層への介入を細かく知ることができる重要な文書である。
- ・静岡市歴史博物館が所蔵する孕石主水佑（元泰）宛ての武田信玄判物と同じく「孕石文書」として伝来していたが、近年散逸し、今回再確認されたものである。
- ・「孕石文書」は、今川～徳川時代の遠江国内の情勢および在地領主層の実態を伝える稀有な文書群であり、文書群の復元を図るうえでも本文書の存在は非常に貴重である。
- ・静岡市歴史博物館が所蔵する今川義元発給文書の点数は少なく、本文書は基本展示の充実および今後の今川氏研究にも十分寄与するものである。
- ・当委員である大石泰史氏、織豊期の古文書専門家であり同時代文書に精通している滋賀県立安土城考古博物館学芸課主幹の高木叙子氏からは、戦国時代の内容の充実した文書は、近年流通量も減少し価格が高騰しており、特に今川義元発給文書の流通は希少であることを鑑みて、静岡市が所蔵することは妥当であり、その価格は妥当であると評価を受けている。

以上より、本資料は静岡市歴史博物館における資料収集方針の（４）「今川氏に関する資料」の「今川氏発給の文書」、「今川氏の支配に関する文書（今川領国や外交などに対するもの）」、「そのほか、今川氏を考えるうえで、必要と考えられる資料」に該当し、価格 350 万円で購入したい。

令和7年8月31日

静岡市長 難波喬司 殿

静岡市文化財保護審議会委員  
大石 泰史

静岡市歴史博物館展示資料収集に関わる資料評価

1. 調査資料 今川義元判物  
思文閣 京都市東山区古門前通大和大路東入元町 355
2. 概要 差出 今川義元  
宛先 孕石又六郎（元泰）  
年代 天文 21（1551）年 9 月 7 日付  
規格 本紙：縦 31.3 cm、横 45.4 cm 未装  
附属品 なし

3. 所見

本文書は、戦国時代に駿府（静岡市）を居点とし、駿河・遠江・三河の三国と尾張国の一部を領国とした今川義元が発給した文書である。宛名の孕石又六郎（元泰）は遠江の在地領主で、彼に対して父光尚の遺領を一族、特に二人の弟へどのように配分するか指示している。その内容も非常に詳細で、今川氏の領主層への介入を細かく知ることができる重要な文書である。

本文書は『戦国遺文今川氏編』に「孕石文書」として収録されているが、近年同家の所在が不明となり、文書の行方もわからない状況に陥っていた。静岡市歴史博物館では、すでに孕石元泰が「主水佑」を称していた時代＝元龜年間（1570～1573）頃と推測される武田信玄の判物を所蔵している。本文書を含む「孕石文書」は、今川～徳川時代の遠江国内の情勢および在地領主層の実態を伝える稀有な文書群であり、その散佚を受けて同家の文書群を復元する意味でも、本文書の存在は非常に貴重である。

今川義元が発給した文書の総数は 500 点を超えているが、静岡市歴史博物館では所蔵する数が 7 点と少ない現状にある。本文書は基本展示の充実および今後の今川氏研究にも十分寄与する文書と捉えられるため、静岡市がぜひとも収集すべき資料といえる。

令和7年8月31日

静岡市長 難波喬司 殿

滋賀県立安土城考古博物館学芸課主幹  
高木叙子

静岡市歴史博物館展示資料収集に関わる資料評価

1. 調査資料 今川義元判物  
思文閣 京都市東山区古門前通大和大路東入元町 355
2. 概要 差出 今川義元  
宛先 孕石又六郎（元泰）  
年代 天文21（1551）年9月7日付  
規格 本紙：縦31.3 cm、横45.4 cm 未装  
附属品 なし

3. 所見

本文書は、戦国時代に駿府（静岡市）にあつて駿河国を領有していた戦国大名の今川義元が、遠江の領主である孕石又六郎（元泰）に対し、一族の所領の配分について具体的に指示を与えたものである。孕石一族内での遺領分配に、大名として今川氏の裁定が求められた結果、発給されたものと推測できる。配下の領主らのもめ事に、今川氏が上級勢力として関与したことを示す貴重な文書である。

本文書は、静岡市歴史博物館が所蔵する孕石主水佑（元泰）宛ての武田信玄判物と同じく「孕石文書」として伝来していたが、近年に散逸してしまい、今回再確認されたものである。文書群の復元を図るうえでも貴重である。

戦国時代の内容の充実した文書は、近年流通量も減少しており、価格も上昇傾向にある。特に今川義元発給文書は、絶対数が少ない。それを考慮すれば、350万円という価格は、妥当である。

当該文書は、「静岡市歴史博物館資料収集方針」に照らせば、「(4) 今川氏に関する資料 ◎今川氏発給の文書・○今川氏の支配に関する文書（今川領国や外交などに対するもの）・○そのほか、今川氏を考えるうえで、必要と考えられる資料」に該当する、価値の高い資料である。

上記の理由から、歴史博物館が本文書を有することは非常に有意義である。今後、歴史博物館の展示、加えて今川氏に関する研究の充実に十分寄与すると捉えられるため、静岡市がぜひとも収集すべき資料といえる。

## 資料調書

## 1 品 名 等

|     |                                                          |
|-----|----------------------------------------------------------|
| 作品名 | 東海道図屏風                                                   |
| 制作者 | 不詳                                                       |
| 年代  | 17 世紀後半                                                  |
| 規格  | 紙本着色金泥金砂子、六曲一双（中型屏風）<br>本紙：各 94×270 cm 表装込み：各 106×283 cm |
| 付属品 | なし                                                       |

## 2 所 蔵 者

〒606-0813

京都市左京区下鴨貴船町 16 番地 5

潮音堂 櫨木 潮

電話 075-701-3700

FAX 075-701-3511

## 3 選定基準・理由

- ・東海道の五十三の宿場を左右隻を通して二段に分け描いた六曲一双の屏風。道順は、右から左へ、東から西へと進み、江戸から大津までつながる（京都は描かれない）。
- ・大津市歴史博物館や東京国立博物館の所蔵品や、静岡市が令和 4 年度に購入した「東海道図屏風」とも同構成で、図様も一部共通点が見られる。
- ・描法や色感等からみて、江戸時代前期、おおよそ 17 世紀後半の制作と推定される。
- ・人物や馬、名所各地の描写は丁寧で細かく、鑑賞的価値も高く、江戸前期の東海道の様相を視覚的に示す好資料である。
- ・各隻左端に「覚」印（黒文円印）が捺されるが、類例は知られておらず興味深い作例といえる。
- ・400 年近く前の希少作品であるがゆえ、本紙やオゼに傷みがみられ、今後全面的な修復を必要とする。
- ・東海道図屏風の類例に精通している静岡市美術館学芸員の大石沙織氏と元 東京国立博物館主任研究員の山下善也氏からは、東海道図屏風を常設展示し、「東海道」を研究テーマの一つに掲げる静岡市歴史博物館として、博物館の特色となりつつある東海道図屏風コレクションのさらなる充実のためにも、収集すべき資料であるとの評価を受けている。また、17 世紀に制作された東海道図屏風は現存数が少なく、近年は入手困難となっており、その価格は妥当なものであるとの評価を受けている。

以上より、本資料は静岡市歴史博物館における資料収集方針の「東海道（二峠六宿）に関する資料」の「東海道図屏風（17C～18C 初）」に該当し、価格 385 万円で購入したい。



令和7年7月27日

静岡市長 難波喬司 殿

静岡市美術館  
学芸員 大石 沙織

### 静岡市歴史博物館資料収集に関わる資料評価

1. 調査資料 東海道図屏風（売立目録記載名「東海道名所図屏風」）  
潮音堂 京都府京都市左京区下鴨貴船町 16-5
2. 概要 作者 不詳（無款）  
材質形状 紙本着色金泥金砂子、六曲一双（中型屏風）  
寸法 本紙：各 94×270 cm 表装込み：各 106×283 cm  
付属品 なし
3. 所見  
本資料は東海道の五十三の宿場を二段に分け描く。右隻上段右の江戸城を起点に吉原宿まで、左隻上段に移り富士川・蒲原宿から掛川宿、また右隻下段右に戻り袋井宿から鳴海宿、左隻下段右の宮宿から大津宿に至る。大津周辺を大きく描き、京都は描かれない。大津市歴史博物館所蔵「東海道図屏風」とほぼ同図様で、静岡市が2022年度に購入した「東海道図屏風」とも同構成で図様も一部共通点が見られる。各宿には金の題箋に墨書で宿場名が記載されるが後補であろう。一部本来の宿場と異なる宿場名が記載される。  
群青の色、富士山の形、頭の小さい人物描写などから17世紀後半と推定される。金雲は時代によるものか、やや平面的な表現だが、砂子が蒔かれた街道、着物に金泥で線を引くなど比較的贅沢な作りである。着物の模様も多様に描き分けるほか、馬は芦毛、栗毛、青毛なども丁寧に描き分けていた。加えて、興津・清見寺や駿府は大きく描いており、特に駿府は他の宿場より裱姿の武士が多く、その描写も肩衣のあわせを斜めにするなど古様である。また、各隻左端に「覚」印（黒文円印）が捺されるが、管見の限り他に類例はなく興味深い作例といえる。

本紙やオゼに痛みもあり今後全面的に修復が必要であるものの、17 世紀に制作された東海道図屏風はとりわけ現存数が少なく、本資料は江戸前期の東海道の様相を視覚的に示す好資料といえる。東海道図屏風を常設展示し、「東海道」を研究テーマの一つに掲げる静岡市歴史博物館が収集すべき資料であり、企画展示だけでなく、先行研究の少ない東海道図屏風研究に大いに活用できよう。

令和 7 年 7 月 29 日

静岡市長 難波 喬司 様

美術史家

(元 東京国立博物館主任研究員)

山下 善也

### 静岡市歴史博物館資料収集に関わる価格評価

#### 1. 調査資料 東海道図屏風

潮音堂 京都府京都市左京区下鴨貴船町 16-5

#### 2. 概要

作者 不詳（無款）

状態 紙本着色金箔金泥金砂子、六曲一双（中型屏風）

法量 本紙：各 94×270 cm 表装込み：各 106×283 cm

付属品 なし

#### 3. 所見

購入候補作は、江戸時代の東海道を風俗味ゆたかに描き出した屏風絵である。東海道は、左右隻を通してつながり上下二段に描かれる。道順は、右から左へ、東から西へと進み、江戸から大津までつながる。上段は、右隻右端の江戸城から左隅の吉原宿（静岡県）に至り、左隻に移って右端の蒲原宿（静岡県）から左端の掛川宿（静岡県）までつながり右隻下段に転じる。下段は、右隻右端の袋井宿（静岡県）から左端の鳴海宿（愛知県）に至り、左隻に移って宮宿（愛知県）から大津宿（滋賀県）までが描かれる（京都は描かれていない）。

こうした宿場の配置・構図は、すでに知られている東海道図屏風のうち、大津市歴史博物館や東京国立博物館の所蔵品、さらに静岡市歴史博物館が令和 4 年に取得した同画題の屏風（以下、静岡市 B 本と呼ぶ）と共通し、この系統の定型が示されている。上下段を区画し画面に変化を与える源氏雲には金箔を、うねうねと蛇行する東海道には金砂子を用いて、金のもたらす豪華さ・聖性を表わす点も同じである。描法や色感等からみて、江戸時代前期、おおよそ 17 世紀後半の制作と推定される。描写の類型化は量産されたことを暗示するが、人物や名所各地の描写は丁寧で細かく、鑑賞的価値も高い。

特に静岡市 B 本と比べると、構図や図様等に共通点が多く、制作時期・制作現場に近いことを予想させるが、異なる点もある。たとえば右隻上段右端の江戸城の描写について、静岡市 B 本では堀・石垣・塀・天守まで描写し大きく取り上げるのに対し、候補作では金雲の間から大小の天守を覗かせるにとどまる。左隻では、富士山の位置や傾斜・形に両者に違いが認められ、下段左端の琵琶湖周辺の描写は候補作の方が詳しい。これらの違いの意味について、今後研究していく必要がある。さらに、街道を往来する人物の描写については候補作の方が丁寧で、静岡市 B 本が単に目鼻を点じるののに対して、髭や髪を描きこみ、着物の色や柄の描き分けなどが見られる。鑑賞者は、富士山・駿河を中心とした東海道をたどりながら、各宿場の風俗味豊かな情景描写を楽しむことができよう。なお、地名等を記した短冊は後補であろう。また両隻左端に「覚」黒文円印が捺されており、作者または工房・所蔵者に関わる印と思われるが、今後の研究を期待したい。

都市風景を描いた屏風のうち京都を描く洛中洛外図屏風は、数多くの類例が知られ比較研究が進んでいるが、東海道図屏風の類例把握や研究は、近年始まったばかりである。東海道をテーマとする静岡市歴史博物館にとって、今後、作例を収集・データ化し、その特徴を分類していくことは必須課題であることは言うまでもない。そのためにも、今回の候補作の収蔵は有用と思われる。

東海道のにぎわいを展示で表わすにあたって、絵画は文書よりもわかりやすく、来館者の興味をひきやすい。一方で、文化財としての古絵画保存上、展示替えが求められるため、複数の東海道図屏風を収蔵しておく必要性もある。

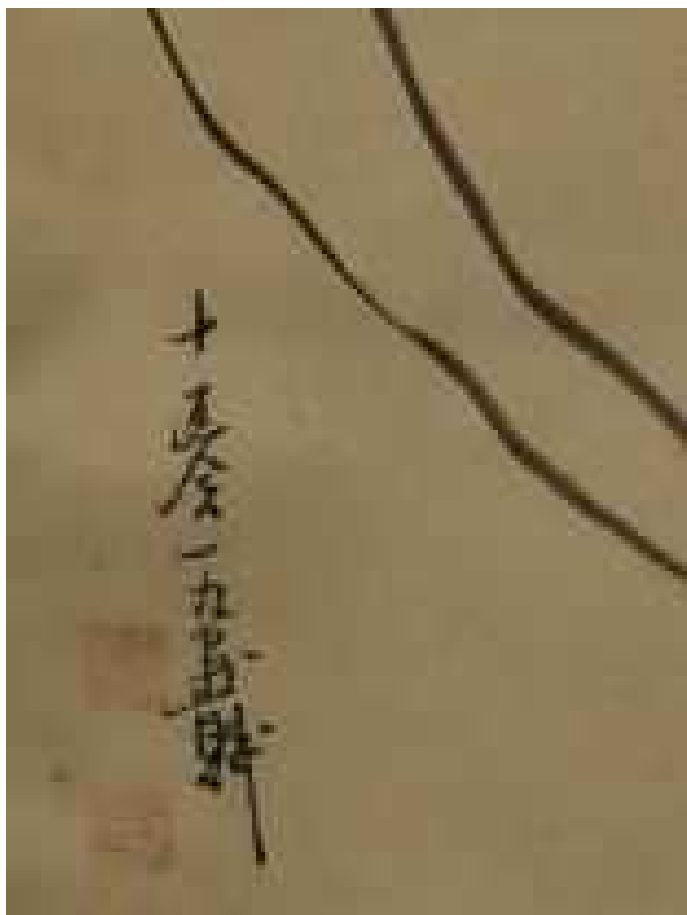
以上のように、静岡市歴史博物館が本資料を所蔵することはきわめて有意義である。今後、静岡市歴史博物館の展示、なかでも近世の東海道の展示の充実に十分寄与する作品として、静岡市がぜひとも収集すべき資料と考える。

物価高騰の折、美術品も例外ではなく、385 万円という提示価格は決して高くはない。版画等とは違って候補作のような一点物の作品の入手はますます困難になっており、入手できるこの機会を逃すべきではない。なお、候補作は 400 年近く前の希少作品であるがゆえ、当然、傷みが激しい。蝶番が外れかけた部分もあり修理を要する。修理費予算を市が確保するよう求めたい。

すでに収蔵され静岡県指定文化財となっているマッケンジー本や静岡市 B 本ほか数件の東海道図屏風に、候補作が加われば、同主題のバリエーションをしめすことが可能となる。東海道図屏風コレクションは、静岡市歴史博物館の特色となりつつあるが、さらに誇るべきものに充実させるべく、この種の作品の収集を、引き続き進めていかれるよう、意見として付言しておきたい。

資料5

| No | 資料名                  | 種別    | 時代                  | 員数 | 取得方法 | 取得価格(円) | 概要                                                                                                  | 受入日     |
|----|----------------------|-------|---------------------|----|------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 1  | 十返舎一九 大根画讃幅          | 書画    | 近世                  | 1  | 購入   | 88,000  | 大根の絵とともに機能や煎じ方・調理法が書かれた掛軸。同構図のものが複数確認されており、旅先等で求められて描くモチーフのひとつと考えられる。今年度開催した企画展「十返舎一九と蔦屋重三郎」で初公開した。 | R7.5.2  |
| 2  | 十返舎一九 扇子             | 書画    | 近世                  | 1  | 購入   | 44,000  | 酔っぱらった二人の男性が楽しそうに歌い踊る様子が描かれた扇子。一九の戯画を比較検討をする上で有用な資料。上記1とともに同企画展にて初公開した。                             | R7.5.2  |
| 3  | 山東京伝 扇子              | 書画    | 近世                  | 1  | 購入   | 66,000  | 月と泥亀の絵と狂歌が書かれた扇子。同内容の扇子が見つかっており、小物販売等で広報につとめた京伝や同時代の戯作者たちの活動を知る上で貴重な資料。上記1とともに同企画展にて初公開した。          | R7.5.2  |
| 4  | 江戸ゑいりよみ本戯作画工次第不同新作者附 | 刷物    | 近世                  | 1  | 購入   | 275,000 | 当時活躍した絵師と戯作者を歌舞伎の顔見世番付に似せて描いた版画。山東京伝、式亭三馬等とともに十返舎一九の名前が見える。上記1とともに同企画展にて初公開した。                      | R7.5.7  |
| 5  | 中村家文書                | 古文書ほか | 元亀4(1573)ほか         | 3  | 寄託   | —       | 戦国時代から駿府に暮らした町人宅に伝来した資料。「武田家朱印状」、「家康拝領の扇子」、「一札之事(拝領扇子の由緒)」の3点で、扇子は大坂の陣で水夫役を勤めた褒美と伝わる。               | R7.5.9  |
| 6  | 西園寺公望関連写真            | 写真    | 昭和初期                | 2  | 寄贈   | —       | 清水区の個人宅に伝わった写真。西園寺公望の肖像(晩年)と葬列の様子を撮影したもの。西園寺は昭和15年に興津坐漁荘で亡くなり、棺は町民に見送られ興津駅から東京へと送られている。             | R7.5.20 |
| 7  | (市指定)江尻本陣宿帳          | 古文書   | 寛永10～寛延元(1633-1748) | 8  | 寄贈   | —       | 江尻本陣寺尾与右衛門家の宿帳。寛永10～寛延元(1633-1748)の宿帳をいろは別に整理したもの(よ～や:欠)で紀州・尾張家、諸大名や朝鮮通信使、琉球王子などの宿泊の記載がある。          | R7.6.25 |
| 8  | (市指定)丸子天和の高札3枚       | 歴史資料  | 天和2年(1682)          | 3  | 寄託   | —       | 丸子の戸斗ノ谷津島神社で発見された、忠孝奨励諸法度、宿駅諸法度、毒薬にせ金等禁制の3枚の高札。天和2年に徳川綱吉が道中奉行に建て替えさせたものの一部と思われる。                    | R7.7.30 |



1 十返舎一九 大根画讃幅（購入）



2 十返舎一九 扇子（購入）



3 山東京伝 扇子（購入）



4 江戸ゑいりよみ本 戯作画工次第不同新作者附（購入）<sup>5</sup>



5 西園寺公望関係写真(寄贈)



6 静岡市指定文化財 江尻本陣宿帳(寄贈)

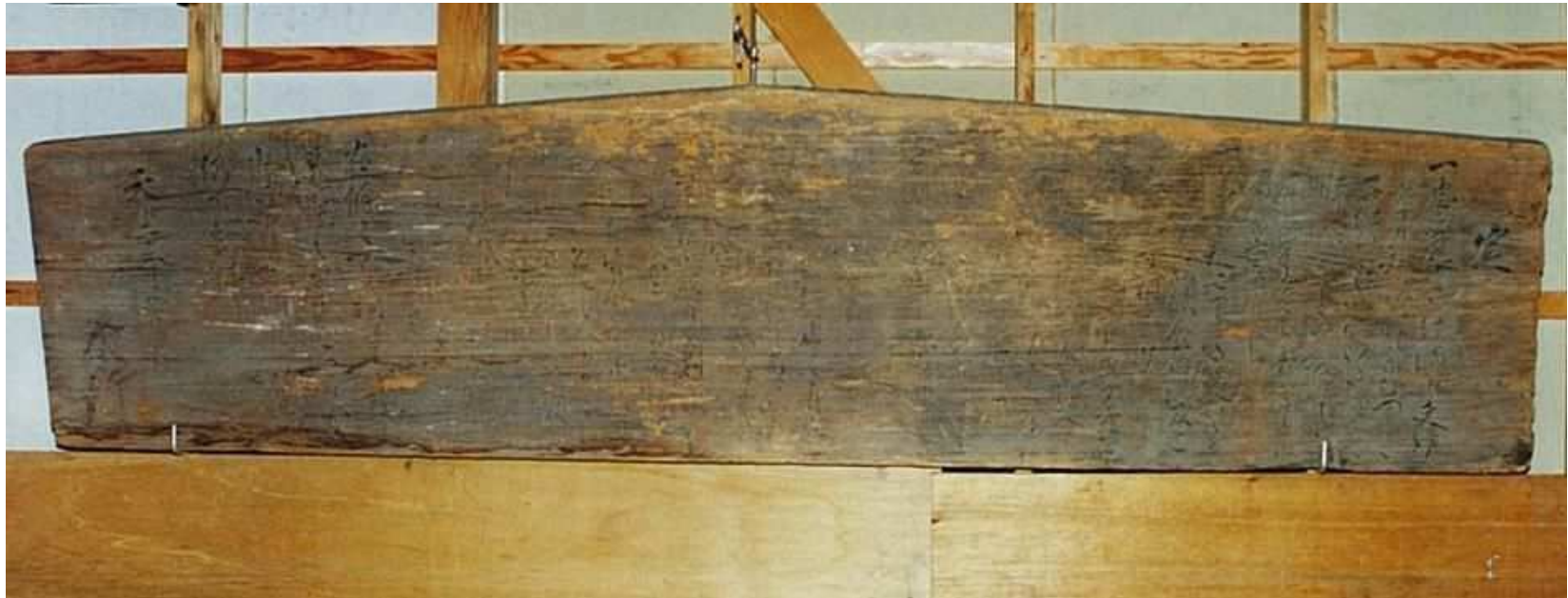


武田家朱印状

## 7 中村家文書（寄託）



家康拝領の扇子



8 静岡市指定文化財 丸子の天和の高札3枚(寄託)